**杵築市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の手引き**

**（令和７年度版）**

○主な補助要件等

１．既存の汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置転換する場合

**（※住宅の新築及び更地にした上での建替えの場合は、補助対象外となります。）**

２．平尾台住宅団地、杵築市公共下水道整備区域及び農業集落排水事業による生活排水処理対象地域を除外した杵築市の区域に合併処理浄化槽を設置する場合

３．原則として**補助申請者が杵築市民**であり、合併処理浄化槽を設置する住宅が生活の本拠であること

４．合併処理浄化槽を設置する住宅が補助申請者等の所有であること

５．合併処理浄化槽を設置する住宅が販売及び賃貸の目的でないこと

６．補助申請者等が本市に納入すべき市税等を完納していること

７．設置する合併処理浄化槽については、**『環境配慮型浄化槽』**であること

８．補助金交付申請については、必ず事業着手前に行うこと**（※事前着手補助対象外）**

９．原則として、**設置工事完了予定年月日が１月末日まで**のものを補助対象とします。

○補助金の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 単独処理浄化槽からの転換 | 汲み取り便槽からの転換 |
| ５人槽 | ５３２,０００ 円  | ５３２,０００ 円  |
| ６～７人槽 | ６１４,０００ 円  | ６１４,０００ 円  |
| ８～１０人槽 | ７４８,０００ 円  | ７４８,０００ 円  |
| 既設便槽撤去工事 | １２０,０００ 円  | ９０,０００ 円  |
| 宅内配管工事 | ３００,０００ 円  | ３００,０００ 円  |

※上記金額は全て補助上限額です。補助対象費用が上記金額を下回る場合は、補助対象費用実費が補助金額となります。

○必要書類**（印鑑はすべての書類に同じものを使用してください。シャチハタは不可）**

|  |
| --- |
| **申請時必要書類**（指定以外の様式については、原則としてＡ４サイズとする） |
| ・補助金交付申請書（様式第１号）　 |
| ・合併処理浄化槽設置工事に係る工事費の見積書の写し（工事諸経費が明記されたもので、かつ、補助対象部分の金額が確認できるもの） |
| ・合併処理浄化槽設置工事費内訳書 |
| ・合併処理浄化槽の、型式適合認定書、仕様書及び図面 |
| ・合併処理浄化槽設置場所の位置図（付近見取図） |
| ・合併処理浄化槽配置(配管)図　**※既存便槽の位置、合併処理浄化槽設置位置、管の材質、管径、管の勾配、管の延長を明記すること。****※やむをえず露出配管にする場合は、ＶＰ管を使用し、ＶＰ管に保護材を巻くこと。** |
| ・住居平面図（床面積が分かるもの） |
| ・浄化槽設置届出書の写し（大分県東部保健所の受付印があるもの） |
| ・登録浄化槽管理票（Ｃ票）**※提出前に環境配慮型浄化槽適合機種一覧表の登録番号を確認のこと。** |
| ・浄化槽の登録証（登録の有効期間内であること）**※提出前に環境配慮型浄化槽適合機種一覧表の登録番号を確認のこと。** |
| ・工事を行う者の浄化槽法の規定による浄化槽設備士免状の写し |
| ・浄化槽工事業者登録通知書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の写し |
| ・浄化槽設置に係る誓約書　**※補助申請者本人の自署捺印のこと。** |
|

|  |
| --- |
| ・現在のし尿処理方法が確認できる書類（既設汲み取り便槽又は既設単独処理浄化槽の設置状況写真） |

 |
|  |
| **請求時必要書類**（指定以外の様式については、原則としてＡ４サイズとする） |
| ・着手届（様式第６号）（補助金交付決定後、補助対象工事に着手した場合速やかに提出すること） |
| ・完了届（様式第６号）（補助対象工事が完了した場合速やかに提出すること） |
| ・実績報告書（様式第７号） |
| ・工事写真集（別紙工事写真集に工程ごとの写真を貼付し提出すること） |
| ・竣工検査チェックリスト |
| ・合併処理浄化槽設置工事に係る工事費の請求書又は領収書の写し |
| ・保証登録証（市町村用）（大分県環境管理協会の証明印のあるもの） |
| ・合併処理浄化槽維持管理委託契約書の写し（合併処理浄化槽の維持管理業務に関して記載があるもの） |
| ・浄化槽法第７条・第１１条検査依頼書の写し（大分県環境管理協会の受付印があるもの） |
| ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）（写）　**※既設便槽撤去のマニフェスト** |
| ・補助金交付請求書(様式第８号)　※振込先通帳の写しを添付のこと |

※請求時必要書類については、補助対象工事完了後、速やかに提出してください。

【補助金申請手続に係る留意点について】

１．合併処理浄化槽設置工事費内訳書は、見積書の金額に基づき補助対象経費と補助対象外経費とに分けて記載してください。補助対象経費となる費用は、合併処理浄化槽の本体設置工事費、既設汲み取り便槽又は既設単独処理浄化槽の撤去費、宅内配管工事費（合併処理浄化槽への流入管・合併処理浄化槽からの流出管）、となります。リフォームに伴う便器設置や建築工事等は補助対象経費に含まれません。

２．住居平面図には、人槽算定の根拠となるべき床面積（㎡）を明記してください。

３．浄化槽登録証は、有効期間内のものを添付してください。

４．浄化槽設置に係る誓約書にあっては、補助申請者本人の自署捺印のこと。

５．環境配慮型浄化槽の適合機種については、令和７年度の補助金の手引き又は全国浄化槽推進市町村協議会のホームページ（http://www.zenjohkyou.net）をご確認ください。

６．補助金請求書の提出の際は、振込先通帳の写しを添付（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かる箇所）してください。

　また、振込先の口座名義人は補助対象者名義のものに限りますのでご注意ください。

【補助金申請手続における旧年度との主な変更点等と注意点について】

　1．補助金申請に当たっては、合併処理浄化槽設置工事完了予定年月日が**１月末日まで**とすること

**※工事完了期日の遅れや請求時に必要な書類の提出が遅れた場合は、申請中であっても補助対象外となることがあります。**

2．補助対象となる環境配慮型浄化槽の**〈性能要件〉**が**令和元年度より、**消費電力基準

のみを対象とし変更となっていること

　　**※必ず環境配慮型浄化槽 適合機種一覧表の登録番号を確認し申請すること**

3．工事写真集に 合併処理浄化槽(資材)搬入状況・床掘状況 写真枠を追加していること。

4．浄化槽工事業者登録通知書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の写し、

し尿処理方法が確認できる書類が令和3年度より追加していること。

【この補助金に関するお問い合わせ先】

杵築市 **市民生活課環境衛生係**

直通電話　0978-62-1807